

東京帝國大學經濟學部內 東亞經濟研究所

# 東亞經濟叢論

第參卷 第貳號

昭和十八年八月

滿洲經濟建設に於ける國家資本の地位……………經濟學士 島 恭 彦

唐代民間に於ける度量器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例……………文學博士 那 波 利 貞

南方社會の一考察……………經濟學士 鍵 本 博

山西の土法製鐵……………經濟學士 菊 田 太 郎

農産増強と滿洲開拓政策の課題……………經濟學士 山 岡 亮 一

支那蠶絲業の調整政策……………經濟學士 堀 江 英 一

佛印關稅制度の意義……………經濟學士 河 野 健 二

華北郵政人壽保險制度梗概……………法學士 青 谷 和 夫

(禁轉載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

# 南方社會の一考察

——舊カンボジア社會の性格——

鍵 本 博

フランス領有當時の安南社會の性格については、既に考察した所である<sup>1)</sup>。その社會は一言を以て云へば封建的生産關係の基礎の上に官僚支配政治が構成されてゐる社會であり、東洋的封建制の社會なる語を以て表現し得べきものと考へられる。

しかれば安南の隣國たるカンボジア社會は如何なる性格をもつてゐたか？ 遙か以前のことは史家の研究に俟つこととして、フランスの保護權確立（一八六三年、一八八四年の保護領條約締結）の前後において舊來のカンボジア社會は如何なる政治的經濟的性情をもつてゐたのであるか？ これが以下の所論の問題である。この問題を前稿と同様な資料と方法により考察してみようと思ふ。

## 一 官人支配社會

フランスの保護權確立當時において、カンボジアは安南及びシヤムの二隣國によつて常に主權を脅かされつゝ、

南方社會の一考察

第三卷 二四九 第二號 五三

1) 拙稿「フランス領有前後の安南社會」東亞經濟論叢昭和十七年十二月號。  
2) 鈴木武雄、朝鮮の經濟、55頁。

も、對内的には中央集權的專制君主國家を形成してゐた。國王は最高の立法者であり裁判官であり軍隊の最高司令官たるのみならず、最高の僧侶でもあり、篤信の民族たるカンボジア人からは神の體現として神聖視された。隨つて國王は、原則上は王國の唯一の支配者であり、一切の權力を有し、たゞ傳統や慣習・宗教的制度等の拘束を受けるに過ぎなかつたのである。

王族は同じく神聖ではあるが、財産もなく、勢力もなく、官人の如く官職につくことも稀であつた。彼等は王の前では何者でもなく、また人民に對しても殆ど何者でもなかつた。たゞ副王たる王弟 *Abhateach* 及び王母のみは一八七七年采邑制が正式に廢止されるまで采邑を有してゐたが、これは既に封土たるの實質を失ひ、むしろ一つの行政的單位と考へられてゐたものである。

王と對立する世襲的貴族は存在しなかつた。王族以外の特權のカストとして *Bakou* (*Pream, Bream, Borodet*) なるものがあり、或場合には王位にも登り得る特權をもつてゐたが、これは極めて古い時代の波羅門教徒の子孫たる外國人であつて、その職權は主として宗教的・軍事的なものであつた。

王國は、一八七〇年頃には五七の省 *nuong* に分れ、各省は更に都 *siang* 村 *stoc* 字 *poun* に分れ、村以上は「王の眼であり耳であり腕である」官人 *namoun monkey* によつて治められた。官人は自由民の中から、高位の者は王により、下級の者は知事により任命される者であつて、官職を世襲する權利は認められなかつた。従つて官人は世襲貴族カストを構成するものではなかつた。

右の諸點よりみれば、フランス支配當時のカンボジア社會は絶對的君主制の社會たるの様相を備へてゐるとい

- 3) A. Boninai et A. Paulus, *l'Indochine Française Contemporaine*, 2<sup>e</sup> éd. 1885. p. 488.
- 4) A. Leclère, *Recherches sur la législation Cambodgienne (droit privé)* 1890, pp. 9-14. 以下 *Droit privé* として引用。

（註）しかしわれ／＼は今一歩進んで、この社會の具體的様相について考察せねばならない。

（註）かゝる中央集權制、郡縣制時代以前において封土制が存在してゐたことは、諸學者によつて推定されてゐる。いまその推定の根據ともなるべき諸事實を擧ぐれば、

(1) 刻字の記録……七世紀初葉のイサナヴァルマン王は「三人の王及び三つの都市の長の君主」*souverain de trois rois et seigneur de trois villes*と稱してゐたが、「これらの王とはクメル王の支配に服従せねばならなくなつた封建領主に違ひなし」とアムスロフが言つてゐる。<sup>5)</sup> また十二世紀前半のヌリヤヴァルマン二世が「他の地方の諸侯」*les princes d'autres parties du monde*を服従せしめんと欲したといふ記録があるが、この「他の地方の諸侯」とは、北部の諸小國の封建領主であつて、カンボジア王が平和を好む性質とみる度に、家臣としての貢納を送ることを怠る傾向をもつたものであらうと云ふ。<sup>6)</sup>

(2) 采邑制……前述の如く一八七七年に公式に廢止された采邑は、王弟と王母のもののみであつたが、以前においては、前王 *Abajourach* 及び *Prea-Ker-Fea* 等の王族及び官廷長 *Somdach-Prea-Ang-Ken* も之を有してゐた。そしてその統治は王より獨立し、且世襲であつて、収入もその領主に歸したのである。采邑の所有者はその治める領土の君主と考へられ、自らのために税を課し、中央權力を脱せる自治を有してゐた。しかし時を経るに従つて、封建的領土の勢力を恐れる國王の中央集權的政策により、或は相續等の機會に王の手に移り、又はその官吏の任命や収入の徵收も王の手に歸し、その獨立性は漸次失はれたのである。<sup>7)</sup>

(3) 舊行政區域……一八六〇年頃までは、若干の省を併せた大いさの *Dey* といふ行政單位が各省の上に存在してゐた。そしてその長官たる官人 *sdach-tranh* が各省長をその部下として統治を行つてゐた。これは、舊時においては王が有力なる高官に與へた封土とみることが出来る。（更にそれ以前には獨立の王國であつて、カンボジア人に征服された貢納國と思はれる。）そしてこの封土の長は世襲であり、その部下たる省長もまた同一家族の世襲であつたとみられる。<sup>8)</sup>

(4) 保護者制……舊時のカンボジアにおいては、保護者 *Patron, me-comlang*（力の人の意）の制度があり、自由氏は官人

5) G. Maspéro, *l'Empire Khmèr*, 1904, p. 26.

6) *ibid.*, pp. 4544.

7) A. Leclère, *Recherches sur le droit public des Cambodgiens*, 1894, p. 181. 以下 *Droit public* として引用。A. Bouinai et A. Paulus, *op. cit.*, p. 505.

のうちから一人の保護者を選ばねばならなかつた。その選擇は自由であるが、保護者は被保護者に對する徵稅や徵發の責任を負ひ、また被保護者のために代言人や保護者の役割を演じたのである。ルクレールのみるところによれば、この制度は現在人間を對象としてゐるが、昔は領土を基礎とせるものであつて、主君と家臣や兵士との關係であつたであらう。即ち領土的及軍事的首長が自己の領土内の家來に對する關係であつたと推測されるのである。

右の如き根據により封土制の存在を推定することができる。しかしそれが何時如何なる過程によつて消滅したかについては明確に知ることができない。たゞ王權を凌ぐ領土の出現を恐れた國王が、中央集權政策により諸侯の勢力を殺ぐに努めたこと、及び王の使臣たる *Ochla-luong* や *Bala-luong* が諸侯の勢力を破砕して、徐々に之に代る役目を演じたことが推測されるのみである。<sup>10)</sup>

當時の社會は、王及官人、自由民、奴隸の三大社會階級により構成されてゐたと云へるが、一層詳細にみれば左の九つの階級により構成されてゐた。<sup>11)</sup>

- 一、王族
- 二、*Prea-vongea*……王族なるも地位や、低きもの
- 三、*Bakon*……波羅門教徒の子孫
- 四、官人
- 五、僧侶
- 六、自由民
- 七、外國人
- 八、野蠻人
- 九、奴隸

前の三つは特權を有するカストである。第四の官人は、前述の如く自由民の中より王又は高官により任命されるもので、その權利は世襲できないから、カストを形成するとは云へない。しかしながら、安南王國について見たと同じく、この官人こそ人民に對する一大支配階級を構成してゐたのである。以下、官人が如何なる權力を有し、如何に人民を擄取したかについて考察しようと思ふ。

官人の階級性については、支那の制度を採入れた安南王國の考試制度の如きものはカンボジアには存在しなかつた。

8) A. Leclère, *Droit public*, pp. 183-189.

9) *ibid.*, pp. 121-127.

10) *ibid.*, pp. 129-130.

11) A. Leclère, *Droit Privé*. pp. 1-3.

つた。しかしながら、實際上官人として任用される者は通常官人自身の子であつて、小姓の資格を以て國王の側近に侍り、その恩寵により任命される者であつた。小姓の職は、小姓自身及びその家族に對する王の恩恵を獲得し得べきものであるから、多くの人により熱心に求められた。<sup>12)</sup> 官人の階級性を規定する今一つの因子は、後に述べる賣官の慣行である。官職は實力ある者や功勞ありし者には與へられず、或金額の貨幣を所有する者又はその貸附を受けた者に與へられたのである。

かくて官人は、國內における一つの支配階級を形成してゐたのであるが、彼等は國王の權力を背後に有すること、その數において多數であること——遙か後であるが、エモニエは官人の數を全國で一千人と云つてゐる<sup>14)</sup>——多くの徒黨・友人・子分・僕婢を有すること等の理由により有力な團體的勢力を構成し、王及び王族に對してすら常に或權力を保持してゐたのである。

即ち、官人はまづ王位の繼承に干渉する權利をもつてゐた。カンボジアの王位繼承は、男子相續でもなく嫡子相續でもなく、たゞ王族のうちから官人が最も適當と認め選定した者によつて行はれた。新に國王たるべき者の選定に當つては、大臣や宮廷の高位の官人のみならず、首都に在住する大小すべての官人が選舉會において意見を述べ、候補者を出し、その價値を論ずる權利を有してゐた。たゞ實際に選舉する者は、原則として五人の大臣であつた。<sup>14)</sup> ルクレールは、かゝる選舉權は昔時全人民の權利であつたものが漸次官人へ、更に大臣へと移動したものであらうと見てゐる。官人は多くの場合王の弟（又は王の父や伯父）を擁立し、自己の子か又は自らの好む者に王位を繼がしめんとする故王の遺言に背き、國內擾亂の素を造つたのであるが、何れにせよ新に擁立せられた

12) É. Aymonier Le Cambodge, tom I. 1900, p. 65.

13) *ibid.*, p. 65.

14) A. Leclère, Droit public, pp. 6-16.

國王は、官人に對してその返禮を行はねばならず、既に即位の時に於いて官人の掣肘を受けたのである。

高位の官人はまた國王や王族を監督する権利をもつてゐた。最高の官人にして大官人會議の長たる宮廷長 *Sondach-Prea-Ang-Keu* ——この職は一八七〇年代まで存続してゐた——は、官人を代表して王及び王族を監督するものであつて、王族に命令し、王族がこれに服従しなければ國王に告げる権利をもつてゐた。國王と雖も不當の行爲ありたる場合には、宮廷長はすべての官人の前で、その行爲が慣習に合はぬことを説き、これを禁止する権利をもつてゐた。そして國王も彼の意見を尊重せねばならなかつた。或場合には彼の權力は國王に匹敵したといへる。何となれば、彼は國王の行爲を取調べ、不當と認めた場合には官人を煽動して他の王族を王位に即かしめることができたからである。<sup>15)</sup> また彼の次に位する *Pothi-Salareach* は、王や王族に對する訴へを吟味する秘密裁判官であつて、王や王族が法律や慣習に従つて行爲することを強制し、官人の権利を擁護する役割を演じたのである。<sup>16)</sup>

かくて理論上は絶對的權力の所有者である國王も、實際上は法律や慣習のみならず、官人の勢力によつて拘束されたのである。これについてルクレールは云つてゐる。

「遠くにゐる人民は國王を半神として崇めてゐるが、大臣や側近の官人は同じ人間であることを知り、半神性に對して危険な留保の混じた態度をとつてゐる。國王の安全は彼の身邊に在る相反する諸利益の背反の裡に存する。しかし、もしも彼がこれらの利益のすべて又は殆どすべてを傷つけ、官人の全部又は殆ど全部が彼に反抗して團結したとするならば、誰が彼を保護するであらうか？ 誰も居ない。敵に打克ち、彼の權威を強め、彼の安泰に必要な反對利益を身邊に糾合し得べき味方は者は餘りに少いのである。」<sup>17)</sup>

15) *ibid.*, p. 61.  
16) *ibid.*, p. 65.  
17) *ibid.*, p. 33.

エモニエも官人がカストでも世襲貴族でもないことを説いた後、左の如く云つてゐる。

「しかし、この不安定な官吏は、國內において常に考慮を拂はねばならぬ團體的勢力であつた。彼等は子分をもち、友人をもち徒黨や僕婢をもつてゐる。上部においては國王が全能をもつてゐるが、彼等もそれ／＼小なる範圍において若干の權威をもつてゐる。彼等の官位は不安定であるが、國王及びその大臣達も或場合にはこれを奪ふことを躊躇した。重要な職務に就いてゐる者や勇氣と精力に秀でてゐる者に對しては特にさうであつた。この場合には殺人や毒殺が一再ならず用ひられた。」<sup>18)</sup>

以下、安南の考察におけると同じ方法により、カンボジアにおける官人支配の諸局面について考察しようと思ふ。

これについてまづ注目すべき事實は、官人の俸給制と賣官制とである。フランスが官人の俸給制度を確立した一八九二年より以前においては、すべての官人は一定の俸給を支給されなかつた。たゞ國王の徵收する罰金や租税の中一定部分を自己の収入となすことを認められ、また祭日に國王から犒貨や貨幣を與へられたのみである。大臣すら一八七七年に年俸の金額を定められたが、實際上は行はれず、一八八七年以後は全然無俸給となつた。かくの如く相當の固定収入が無い上に、官人は多くの家族・奴隸・子分を給與し、外觀上豪華な生活をせねはならない。こゝに人民に對する搾取の根據が存するわけである。

またすべての官職は或金額を以てこれを購ひ得るものに賣られた。この賣官の風は、第一に官職への投資を償却するための各種の搾取手段を招いたのである。

「大抵の省においては、省知事は大官人の間のみから選ばれはしなかつた。否、全然選ばれたのではない。省の統治は我國

18) É. Aymonier, op. cit., p. 67.

の保護の下においてすら、之を買ひ得る者に與へられたのである。最低の官人と雖も若干の棒貨を宛め、百又は百五十又は二百の棒を前貸する金貸を見出したならば、一省の知事となることができる。彼の前任者は何らかの口實の下に免職され、新知事が之に代る。彼の貯へた——どんな方法かは知らないが——又は借りた巨額の金、彼を任命した王及び官人に献げた巨額の金を取戻すために、又は始終返却を催促する債權者に償還するために、新知事はあらゆる種類の搾取を行ふ……」

第二に、金を以て官職を買はんとする競争者の多いことは、現職者の官職維持に要する費用を大ならしめ、従つてその補償を收奪に求めしめる。

「大臣達が彼等の地位から収入を得るには中々骨が折れた。恐らく彼等の中でその地位から年四千ピアストルの収入を擧げ得た者は一人もなかつたであらう。何となれば、彼等の野心を利用する官人が多數且貪慾であり、大臣達は官人が彼等と並んで、また彼等と共に恥づべき搾取を行ふのを默認せざるを得なかつたからである。……賣物の地位や官職は、金を以て之を購なつた人々の手に在つてます——不安定となつてきた。何となれば、それらに對する需要はますます多く、慾望は一層烈しくなり、大臣達や高位の官人は、掠奪や官職賣却以外に生活手段をもたなかつたからである。」<sup>19)</sup>

つぎに收賄、租税着服、費用や罰金の不當な徴收、掠奪と徴發、賦役等各種の手段について見よう。

收賄については、アンコール遺跡の發見者ムーオは、「カンボジアにおいてもシヤムと同じく、王や官人の恩寵を得たいと思ふならば贈物をするところから始めねばならぬ」といひ、官人に贈物することによつて、道路上で出遭つた未知の娘をも奴隸となし得ることを語つてゐる。<sup>21)</sup> 裁判その他の場合に人民が官人に賄賂を贈り、また下級官人がその搾取行爲を宥恕せられんがために上級官人へ贈賄することも彼や他の著者により説かれてゐる。<sup>22)</sup>

第二は租税の着服である。税の徴收のため國王が派遣する *Ochha-luong* や省知事や倉庫監視の役人は自らの懐

19) A. Leclère, *Droit public*, p. 210.

20) *ibid.*, pp. 86, 87.

21) H. Mouhot, *Voyage dans les Royaumes de Siam, de Cambodge, de Laos*, 4<sup>e</sup> éd. 1882, p. 116, p. 140.

22) *ibid.*, pp., 175-176.

を肥やすことに努めた。

「王の派遣吏は省知事の派遣者たる *bamro Khet* と共謀して勝手に税を徴収した。特に各種の作物に課税した。徴税が終ると、王の派遣吏と省知事とは税の大なる部分を國庫から窃取するために相談した。王の取分を餘り減少せしめないうたに、實際の負擔額以上を人民に課するといふ方法を探った。人民は常に犠牲、永遠の犠牲であつた。<sup>24)</sup>」

「王國から徴収する租税は國王の手に全部は入らなかつた。彼の倉庫の粳や米は毎日窃取された。そして、一方において *ochha-tuong* は、各省において彼等の職務の収入を増すために規定量以外の税を徴収するし、他方これら現物税の收納を監視し倉庫に入れる役に當る官人達は、これらに手をつけることを忘れなかつた。<sup>25)</sup>」

カンボジアには安南のやうに土地臺帳もなく、村や郡の郷職もないので、これらの非行に對し人民の利益を護るものはなかつた。<sup>26)</sup>

つぎは費用や罰金の徴収である。大抵の罪は金を以て購はれ得、罰金は王國の主要な收入をなしてゐた。

「この人民はあらゆるものから害を加へられた。特に立法者は彼等に害を加へた。立法者たちは罰金を以て最上の刑罰とすることにより、最悪の敵たることを示したと云へよう。事實、法典は大部分の刑罰——重い罰や不名譽な罰すらも——を金で贖ふことを規定した。串殺刑に至るまで金で贖へた。この場合においても、他と同じくその目的は土民がその所有する僅かの金を卷いた胴卷にあつたのである。権力が切賣せられ、官職が無報酬である此國においては、罰金を基とするこの立法は、どうにもならぬほど金次第であり、若干のものは無制限の特權をもつ當局者の手中に在る恐るべき武器であつた。<sup>27)</sup>」

犯罪の場合には、省知事と *Phneak ngear* (首邑ブノンペンに在る官人の代理者で、地方へ派遣された司法係役人である) とがこれを利用して自己の懐を肥さうとし、屢々醜い對立を示した。

23) P. Collard, *Cambodge et Cambodgiens*, 1925, p. 77.

24) P. Collard, *op. cit.*, p. 144.

25) A. Leclère, *Droit public*, p. 88.

26) De Lanessan, *l'Indochine Française*, 1889, p. 241.

「……新知事はあらゆる種類の搾取を行ひ、裁判をできるだけ永引かせ、懲役や台喚や裁判等の費用を増加せしめ、原告と被告の双方から内密の贈物を受取り、最後に先に金を使ひ果した者を有罪とした。」<sup>27)</sup>

「すべて犯罪は一つづつ切離され、地方官吏へ賣られることができた。そして地方官吏はその職務から収入を擧げる途を見出し、罰金や逮捕の費用に手をつけ、法律に従ひ犯罪を追求するといふ外見の下に自己の財布を満たすことを忘れなかつた。彼等 (Theak gear) は彼等の沈黙と寛容とを金で賣り、地方官吏の非行に對して眼を閉じた。」<sup>28)</sup>

舊時の賦役勞働についてジャンノの語るところを要約すれば左の如くである。

「國王は三十人乃至百人しか要求しないのに、省知事はこれを以て省内全村に掠奪を行ふ口實とし、農業その他の職業に關りなく歩き得る一切の年齢の住民を出頭させた。そして一人當り二乃至三ピアストルを以てこれを買戻し得る者は之を放免し、その収入を王の徵集係役人と山分けした。そして買戻金を納め得ない貧乏な人間を首府へ送つた。故にこれら貧民の多數は徵集通知を受けるや否や森の中や野原を越へて逃亡した。そして屢々數日間漂浪の生活を送り、星の下に眠り、夜になると米をとりこつと家へ歸つて森の中で食べた。かくて王國の健康者全部の大量徵集が歐洲人勞働者の二十分の一しか働き得ない瘠せ衰へ飢えた數百の人間——その中には少年期を過ぎたばかりの者も混つてゐた——が辛うじて首府へ到着するといふ結果に終ることも屢々あつた。」<sup>29)</sup>

ルクレールもまた賦役が無數の濫用と賄賂の源泉であり、賦役の割當において色々の不公平が行はれることを説いて後云ふ。

「また被賦役者の指揮に當る場合には、賦役として命じられた伐採樹の數の二倍、否三倍すら要求することができた。また彼等を自分のために勞働させることもできる。私は樹を伐らせて後これを賣つて自分の所得とした一人の省知事を知つてゐる。被賦役者たちはこれを知つて不服を唱へ、その省知事はブロンベンへ召喚された。しかし彼は數箇の銀棒を大臣たちに

27) P. Collard, op. cit., pp. 138, 139.

28) A. Leclère, Droit public, p. 210.

29) ibid., p. 144.

30) P. Collard, op. cit., p. 157.

提供し、忽ちこの事件は納まった。<sup>31)</sup>」

軍隊が出動するときには通路に近い省の當局はその給與を命ぜられる。この命令は屢々廣い地域に亘つたが、既に夫を兵士にとられてゐる女達もすべて彼女等の穀倉の糠を盡く精白し軍隊のために提供せねばならなかつた。

「この場合米や干魚や果實を頭に載せた女や子供の長い行列が、官人の引率の下に、骨折りつゝ宿泊所へと進んだ。すべての車、すべての牛、すべての水牛は徴發せられて糧食の運搬に用ひられた。これらの徴發は屢々掠奪以上に國を破滅せしめた。何となれば、掠奪は軍隊の通路に近い多数の家、屢々数千軒の家に害を及ぼすのみであるが、徴發は國の役人により調査簿を用ひて組織的に行はれるので、一切の家の上に及び、これを空にするからである。これらの徴發は屢々之に遭つた諸省を騒起せしめ、軍隊をして外敵と國內の叛亂者との挾撃に遭はしめた。<sup>32)</sup>」

以上の如き收奪の結果は當然國內の一般的疲弊である。次に當時のフランス人旅行者又は在住官吏の眼に映じたカンボジアの一般的状态についてみよう。

一八五八年九月から三年間に亘つてシヤム・カムボジア・ラオスの諸地方を旅行し、アンコール遺跡の發見を以て有名な自然科学者アンリ・ムーオの紀行は、舊時のクメル王國の繁榮と當時のカンボジアの「深刻な野蠻状態」との對照を指摘してゐる。

「シヤム人に比してカンボジア人の拂ふ租税が少いことは、この人民が富裕な生活をしてゐるだらうと私を思はしめた。故にこの國においてごく僅少の例外を除き、他の國民や近國に見ないほどの一切の害惡に遭遇したとき、私の驚きは大きかつた。貧窮・傲慢・野卑・狡計・破廉恥・奴隸根性・甚しい怠惰がこの哀れな住民の所有物である。<sup>33)</sup>」

「人はこのやうに肥沃な地域において生産が僅少であり産業が皆無であることをみて驚ろく。しかし人は、國王と官人とが

31) A. Leclère, Droit public, p. 287.

32) ibid., 151, 152.

33) H. Mouhot, op. cit., p. 109.

賄賂と賄賂とにより、また勞働を破滅させ進歩を妨げるあらゆる非行によつて富んでゐることを通常看過する。この國が賢明と慎重とを以て、人民に對する誠實と保護とを以て治められたならば、一切の事物は驚ろくべき早さを以て姿を變へるであらう。あらゆる税金は生産者・耕作者の重荷となつてゐる。彼が多く生産すれば、彼の納税は多くなる。故に氣候の影響により怠惰となること以外に、彼は今一つの理由によりこの害惡に堪へようとするのである。即ち生産すること少なければ少ないほど納税額も少なくて済むであらう。従つて勤らく必要も少くなるであらう、と。人は人民の最大且最良の部分34)を奴隸にしてをくのみならず、高位の官人・省知事・大臣はあらゆる種類の搾取と賄賂とを用ひる。王族及國王自身がその手本を示すのである。<sup>34)</sup>

彼はまた、富強國の必要條件たる大なる生産と廣汎な交易とが昔時のカンボジアに存在したか否かを自問して曰く

「然り、そしてまたこれら一切のことは今日までも存続したであらう。もしも國が賢明な法律によつて治められ、勞働と農業とが輕蔑され、人民が壓迫される代りに、獎勵され尊重せられ、政府が絶對的専制政治を行はなかつたならば、特にこの肥沃な土地の上において、一切の發展を妨げ、人間を動物の水準に置き、多く生産すれば、多く納税せねばならぬため自己の必要以上に生産することを妨げる、この不幸な奴隸状態が支配してゐなかつたならば、<sup>35)</sup>」と。

また官人の搾取のため村が滅亡したことを述べてゐる。

ベムプティエランの官人がカンボジア王の命令を奉じ又はこれを超過してティアム人の村々の住民を奴隸状態に陥し入れ壓迫したので、彼等は漁業や耕作の道具もなく、金もなく、食物もなく、多數の者が餓死するほどの窮乏に陥つた。故にこの束縛を逃れんとして數千人が蜂起して交趾支那への移動を開始し、ブノンペン附近のものもその同族の逃亡を保護した。王は之を阻止すべき命令を出したが、全カンボジア人は噂をきいて隠れてしまつた。嘗て以前の豊穰な耕地は草原と化し、

34) *ibid.*, pp. 175, 176.

35) *ibid.*, p. 209.

村は捨てられ、家や塀は破れてしまった。<sup>36)</sup>

これは種族を異にする村の一例であるが、また官人の無制限な搾取が人民に與へる影響の一面を示してゐると  
みることが出来るであらう。

ドゥダール・ドゥ・ラグレは一八六三年から一八六六年までカンボジア駐在フランス代表者の職に在つたが、彼  
が一八六五年七月、交趾支那代理總督兼司令官ローズ提督に宛てた報告書は、當時のカンボジアの疲弊振りをよ  
く敘述してゐる。

「今日この小王国は完全に頽廢し救ふことができない。私はそれ自身の力による回復の手段も機會も全く無いと信じる。抛  
つて置けば王国は直ちに完全な無政府状態に陥るであらう。

國王は過去の經歷及び現在の個人的濫費のため人望を失つてゐる。また彼は人民の利益になる眞面目なことを一つもしな  
い。恐らく彼も善意を全くもたないのではなかつたが、到る處で無氣力に遭遇するのである。

彼の弟も他のすべての者も彼以上のことはしないであらうし、彼と同じ様に費用を使ふことは疑を容れない。

カンボジアには中流階級は存在しない。勞働しない官人たちと極度に搾取される哀れな人民とがあるのみである。商業は  
盡く外國人、即ち支那人・マレー人・安南人の手に在る。國の法律によつて少しも護られず、搾取により完全に貧困となつ  
てゐる人民は、武装せる暴動に對して最小の抵抗すら行ひ得ない。

必要な數より二三倍も多い官人の階級は、國王の給與によつて一部分しか満足せしめられ得ない。國王は次第に多くの權  
力を分割し、地方の官吏を増員したが、不満を抱く者の數は常に多い。その結果、野心家が現れて、成功の曉には一切を白  
紙に還してカンボジアの完全な搾取を與へる旨約束するならば、直ちにこれに加擔しようとしてゐる輩が常に存在してゐる  
のである。<sup>37)</sup>

36) *ibid.*, pp. 170-171.

37) A. B. de Villemereuil, *Exploration et missions de Doudart de Lagrée*, 1883, p. 141.

最後に、遙か後年であるが、一八八五年から二十七年間カンボジアの理事官たりしポール・コラールの回想記も右と全く同じことを示してゐる。

「私のやうに一八八五年にクメル國に到着した者は、この時期のカンボジア人が如何なる壓制の下に生活してゐたかを知つてゐる。また如何に税は徴收されたか、罰金に基づく土民裁判が如何なる悪行を生んだかを見てゐる。官人たちがこの人民

——それは我國の干渉に値するものである——を無侮給なるが故に、容赦なく強奪する有様を見たのである。」<sup>38)</sup>

「官人の專制的權力は、この國の内部深く浸透し強く影み込まれてゐるので、農民は氣力もなく意志もなく、最小の獨立本能すらもたない一つの抽象的存在に過ぎなかつた。クメル人の哀れな子孫たる彼等は、季節や毛の長さに頓着なく不斷に且冷酷に彼等の毛を剪る、鐵の杖をもつた羊飼の後に隨つたのである。」<sup>39)</sup>

「人間の搾取を生まない者は何一つ行はれず、何一つ企てられなかつた。法律は死文であつた。官人の恣意と貪慾とが法律と正義に代つてゐた。それは人民の破滅ではない。人民は消耗したのである。これは掠奪であり、人間の強奪であつた。」<sup>40)</sup>

「地方の役人もその勢力範囲内では、首都における大臣と同じ勢力、否遠隔のため監督が届かぬので一層強大な勢力をもつた。彼等の支配する地方は彼等の搾取の重壓下に屈し、殆ど王に等しき豪華に對して大なる収入を提供するために烈しく勞働し、その專制の下に瀕死の喘ぎをした。彼等は控訴なき判決において死刑に處する權利をもち、采邑の長に對し死刑執行を報告するのみであつた。これが司法の見地からみて、内閣が行政上保留する唯一の干渉權であつた。彼等は外出の時には高い官職を示す標章を誇らしげにつけ、多くの官吏や僕婢を従へ、耕作者から骨折つて蒐めた金を腕一杯に嵌め、大臣たちすら羨望せしめるに到つた。」<sup>41)</sup>

「人民の境遇と受動性に乘じて官人は人民の重壓となつた。耕作者即ち唯一の生産者は、その重壓の下に押し潰された。その負擔は彼にとつて極めて重いので、彼は官吏の貪慾に奉仕せざらんがために、自らをも同時に罰するに到つた。汗を流して田を灌漑したところで何の役に立たう？ その純收穫は先づ官人の獲物になるではないか？ 驚くべき肥沃な田から彼の

38) P. Collard, op. cit., p. IX.

39) ibid., P. 137.

40) ibid., p. 144.

41) ibid., p. 139.

求めるものは、彼の生存資料のみである。それ以上ではない。自由な土地は無いことはない。しかし彼は現在の耕地に之を加へることはしない。何となれば、彼の田を大きくすることは、彼の収入を増すことにはならないから。この頑固さの原因をカンボジア村住民の特色たる物質的生活の貧弱に求めてはならない。王國において私有財産が全然缺如してゐるのは、まさに右の原因によるのである。いくらか財をもつてゐる唯一の者は官吏か大臣のみであつた。前者は人口多き省の知事となり住民を犠牲として肥え太り、後者は最も罪深き搾取をも宥恕せられんことを願ふ下僚から黄金を澤山獲得した。<sup>42)</sup>

これらの著書にはいづれも右の如き敘述が數多く見出されるのであるが、これ以上引用を重ねる必要もないであらう。これらの敘述にして當時の社會の真相を傳へるものとすれば、こゝに見られるものは、明かに官僚支配社會の姿である。

前述九階級の中、僧侶以下の諸階級について一瞥するならば、外國人及び野蠻人はカストを構成せざるは勿論カンボジア人の一部分をも構成しない。僧侶は通常自由民の出身であるが、王族出のこともあるし、屢々元官吏のこともあり、また従前の奴隸にして主人より佛門に入る許可を受け解放された者である場合もある。それは人頭税も十分の一税も拂はず、賦役にも兵役にも服しない特權階級であるが、この特權は宗教的なものである。また決して現世の事柄に拘はらず、人事に對して無關心である。國家のことには關係せず、社會に起る最も重大な事件をも閑却する。<sup>43)</sup> この意味において、それは政治的社會的に重要な役割を演ずる支配階級ではなかつたと見ることができらるであらう。

被支配階級は自由民と奴隸とを以て構成されてゐた。特に自由民 *neac chrea* (幸な人の意、或程度の獨立を有するのでかく呼ばれる) は人民大衆を形成し、その耕す土地收穫の十分の一税、人頭税を納め、一年に九十日の賦役に

42) *ibid.*, p. 77.

43) A. Leclère, *Droit privé*, pp. 31-35.

服し、且つ兵役に服さねばならなかつた。他方若干の權利も認められてゐたが、その最も重要なものは「土地に對する權利」ともいふべく、國有地において自己の必要とする土地を獲得し、且つ私有地においても所有者が三年間引續いて耕作しない土地を獲得する權利をもつてゐた。但し國の行政には全く參與しなかつた。大臣や各省知事は國王により任命せられ、下級の官人は省知事により任命せられ、郡や村まで官人により治められた。そして官人は自由民の意見に従ふことは勿論採用する義務もなかつた。かくてカンボジアの政治的制度は全く恣意に基く制度に外ならず、全自由民は權力に對する何らの保障をも與へられてゐなかつたのである。<sup>44)</sup>なほ自由民の獨立性は保護者制度により著しく制限を受けてゐたが、これについては後に述べようと思ふ。

最後に、奴隸 *Knom* には國王の奴隸、寺院の奴隸、私人の奴隸の三種あり、前二者は買戻や賣買不可能で且子孫も永久に奴隸であるが、私人の奴隸は賣買・買戻できるものと、賣買はできるが買戻できず、子孫が永久に奴隸であるものと分れてゐた。<sup>45)</sup>奴隸になる原因は、不具、犯罪、捕虜、罰金及債務の支拂不能、人身賣買、奴隸との結婚、奴隸の子としての出生等であつた。王の奴隸には宮廷を守護する兵士たる者 (*banchot chea pol*) と宮廷以外の任意の場所に住み、王の所有地を耕作し、自己の労働を以て生活し、税金を納めず、時に官人の召集により賦役に服する者 (*neak-gear*) とがあつた。後者はむしろ農奴に近いものとみられてゐる。<sup>46)</sup>私人の奴隸にも主家内に生活する者と、主家を離れて住み、事實上自由で土地の耕作を委ねられてゐる者とがあつた。後者は分益農に近く、たゞ主人との間に收穫分配の契約をしないだけのことである。<sup>47)</sup>

奴隸は勿論獨立の人格を認められなかつたが、その地位は西歐社會の奴隸ほどに悲惨なものではなかつた。私

44) *ibid.*, pp. 15-17.45) *ibid.*, p. 165.46) *ibid.*, p. 176.47) *ibid.*, p. 198.

人の奴隷は家庭内においては給料を貰はない僕婢たるの地位に在り、動物の如き虐待を受けず、或程度の権利、例へば買戻権、任意に主人を變へ得る權利、好まぬ者との結婚を拒否する權利をも認められてゐた。法律は答・鎖・桎等による主人の懲戒權を認めてはゐたが、しかしその濫用を防ぎ、主人に對して奴隷を保護する諸規定を設けてゐた。要するにカンボジア社會の奴隷は、支那<sup>48)</sup>や安南<sup>49)</sup>におけると同じく、西歐におけるが如き動物的虐待を受けなかつたのであつて、東洋的社會における奴隷の特質を表してゐるのである。

奴隷の數は多かつたといはれてゐるが、その正確な數は不明である。<sup>註</sup>しかしながら當時の生産物の社會的分配におけるその從屬的地位よりみて、當時の社會を奴隷社會と規定することは當然不可能であらう。これは安南社會においても同様であつた。

(註) 一八六七年から一八七八年までカンボジア駐在フランス代表者だつたムーラの推定によれば、カンボジア人は左の如く分れてゐた。<sup>50)</sup>

登録民 (種族を問はず)	一二六、一七七人
非登録民、女子、兒童	七五七、〇六二
僧侶、官人及其の家族及僕婢、王及王族の僕婢	五七、七一五
國家の勞働者、宮廷守備兵及水兵、王の俳優	
貢納野蠻人、囚人	五、〇〇〇
浮浪人口推定	九四五、九五四人
計	

これよりみても、奴隷の數が自由民よりも多くなかつたことがわかる。

以上の考察よりして、フランスの保護權確立當時のカンボジア社會は本質的に官人支配社會であつたと結論す

48) ウイツトフォーゲル、平野譯、解體過程にある支那の經濟と社會、上卷 501-502頁。  
 49) 前掲抽稿15頁。  
 50) P. Collard, op. cit., p. 78.

ることができると思ふ。それ／＼民族を異にするにもかゝらず、支那・朝鮮・安南・カンボジアにおいて、たとひ種々の小異はあるにしても、すべてかゝる官僚支配社會を見出すことは興味深き現象であつて、東洋的社會の特質よりこれを説明することが今後の我々の課題でなければならぬ。

## 二 官人支配社會の經濟的基礎

次にかゝる官人支配社會の經濟的基礎の考察へ進みたいと思ふ。

一 貢租關係 官人の収入の主要源泉は國家の財政收入である。當時のカンボジアにおいては、官人に對する一定の俸祿の制度はなく、國家收入の中の一定部分を關係官吏が報酬として取得するのみであつた。しかし、官人が種々の不正手段によつて、規定された割合以上を取得したことは前述の如くである。いづれにしても、官人の収入の主たる源泉は財政收入に在つたのであるから、左に各種の財政收入が實質的に如何なる性格をもつものであつたかについて考察せねばならない。ルクレールの擧げるところによれば、カンボジア王國の財政收入は、一八七〇年以後新設された諸税をも合すれば、主として左の十九種の收入より成つてゐた。<sup>51)</sup>

(1) 穀税又は米税 *Pou-erou*……これは所謂十分の一税であつて、收穫された穀の量の十分の一、又はその貨幣換算額の十分の一に當る金額を徵收するものである。但しその外に各種の名目で少しづつ、の附加税が徵收せられ、官人たちの収入となつた。その形態は現物でも金納でもよいこととなつてゐたが、徵税官は、穀のやうな重い物を運搬する手數を免れるために、物納する者には首府まで自ら穀を運ぶ義務を課し、なるべく貨幣で支拂はせる

51) J. Monra, *Le royaume du Cambodge*, 1883, T. I, p. 11.

52) A. Leclère, *Droit public*, pp. 230-325.

ことに努めた。従つて多くの省では、その大部分は貨幣か金屬棒を以て支拂はれたといふ。金納の場合の換算率は、*thang* (即ち三六〇斤) が四束貨 (三フラン強) に等しいとする割合で、*thang* の價格と税金との比率は、物納の場合よりやや低く、八・五四パーセントに當つてゐた。

租税の徴收者は國王の派遣官たる *Ochha-luong* と *Mekang* とであつたが、*ルクレール* は、これに到るまでに二つの形式を經過して來たと推測してゐる。即ち最も古くは、封建諸侯が僅少の貢納を國王へ送り、租税その他の税は自己の計算において徴收したと思はれる。この場合、封建諸侯の収入の源泉は、その封建的封地よりの貢租であり、所謂封建的地代であつたと見ることができよう。その後かゝる封地が中央に回收されるにつれて、租税の徴收及び分配は中央政府により行はれるに到つた。始は過渡的形態として省知事が中央政府の代理としてこれを行つたのであるが、やがて王の派遣官がこれに當ることとなつた。そして省知事以下はこれを補助して徴收入の十分の一を得、そのうちの約半分を部下たる官人たちに給與したのである。この場合租税は、封建諸侯が夫々自己の計算において采邑より徴收する代りに、中央政府により徴收分配せられるに到つたのみであつて、その封建的現物地代たるの實質においては舊時と異なる所はないと見ることができよう。金納の場合においても、現物の單なる換算に過ぎなかつたことは前述の如くである。

この租税は土地生産物に對する課税であつて、土地そのものに課される地租ではない。このことはカンボジアに於ける土地所有權の不安定性を原因とするものであるが、これについては後に述べることにする。この作物税たる性質に關聯して *クランペテ* が述べてゐる言葉は租税の本質をよく表現してゐると思はれる。

「故にこの租税は耕作に課されるものであつて、土地に課されるものではなかつた。耕作を止めた者は、そのことにより租税を免ぜられた。この課税方法は封建的段階に在る若干の文明において見られるものであるが、カンボジアにおいても、後に見る如く、土地に對する權利を國王に與へた法制的因子に適合したのである。故に土地生産物に對するこの十分の一税は租税といふ名目をもつてはゐるが、賃貸價格と考へることが出来る。土地所有者たる國王はその臣民を賃借人と考へ、この形式の下に收穫量に比例する賃貸料を要求した。收穫が良好であればあるほど、この税は大なる稅收を與へた。」

(2) 畑地税 *Pon-teas*……これはカンボジアに於ける唯一の地租といはれたが、地租ではなく、畑地の作物に對する税であつて、右の穀税と同じ性質のものである。それは作物と共に一年毎に變更され、また土地が耕作されない場合には課せられない。その形態は現物でも金納でもなく、作物の一定量はそれ／＼一定額の貨幣に換算される。

(3) 胡椒税……同じく土地生産物に對する税であつて、栽培者一人當り四 *teas* (一五〇斤) の胡椒の割合である。現物でも金納でもよく、金納の場合にはサイゴン市場における販賣價格によつて換算せられた。

(4) 砂糖税 *pon-skaa*……砂糖生産者一人につき二 *phen* (小匁) 又は一 *katon* (その半分) であつた。

以上四種は土地生産物に對する課税であるが、明かに貸地料たる性質をもつものに左の三種の税があつた。

(5) 無主地税……王領地の一部にして、相續人の曠缺や拋棄により無主となつた土地を國庫の計算において國民に貸付け、その賃貸料をとるものである。

(6) *Cham-kar*……チャムカル (中位の傾斜をもつ河岸の土地乃至洲の名稱、増水時の沈澱物のため肥沃である) をば國庫の計算において、之を耕す者に貸し、料金をとるものである。これは租税ではなく、王領地の收入である。

(7) Me-prey……王族や官人は無主地や森林を國王から借受け、その番人たる Me-prey (森林の長の意、轉じて彼の守る地域の意ともなる) を任命した。この番人は森林や土地の維持に當るのではなくて、開墾・耕作・住居等の目的で土地を要求する者ある場合土地の境界を劃定し、その利益に對する料金を徴收する。受益者たる王族や官人は國王に對し毎年贈物をするのみである。番人は樹木の伐採に對して税を課し、林産物に對し十分の一税を課しまた地域内を通航するジャンクに對し碇泊税を課し、陸から來る外國人や犀・虎・象・熊の狩獵者からも税を徴收した。

(8) 賦役 Reach-cha-car……特權階級及びその指定者、七十歳以上の老人及十八歳以下の未成年者を除くすべての健康な自由民及び國家の奴隸は年に九十日間、碑や橋・運河・堤防等の土木工事のために勞働する義務があつた。これは明かに勞働地代である。但し若干の金を以てこれを買戻し得たことは前述の如くである。また若干の村は國王や官人に對し一定量の産物を提供することにより賦役を免ぜられた。また道路に近い村は Sata-plan (道路の家の意) を維持修繕し、附近の池を清潔にし、每晚若干の番人を出すことにより賦役を免れた。

(9) 人頭税 Pon-kuhnun……比較的新しく、一八七〇年ノロドム王により創設された。健康者は二〇束貸又は三ビアストル、奴隸はその半額、病人及び老人は更に少い。免稅者は二十二歳以下の未丁年者、六十歳以上の老人、蠻人出の奴隸、女、若干の官人、僧侶、王族及びその使用人、王族や官人から免稅證を與へられた者等である。賦役勞働に召喚されないすべての住民から徴收されることから推して、賦役勞働と類似した性質のものと考えることができよう。

(10) 支那人頭税 *Dam-riat*……外國人と見なされてゐた支那人及び印度人は、工業者・商人・栽培者として他の納税者より多くの財産をつくつてゐたので、十八歳乃至五十歳の者に課された。貧民・土人・失業者に對しては半減され、病人・廢疾者は免税される。

(11) 安南人人頭税……安南人は土着人とみなされ、人頭税を拂はなかつたが、一八七〇年以後は同じフランス保護領民として課税された。安南人は外國人ではあるが近隣の種族であるから税金は支那人よりは低廉であつた。

(12) 罰金……最も古くよりの収入で、昔は罰金刑が主な刑罰であり、體刑はずつと後になつて設けられたと思はれる。そして舊時になるほど罰金は一層度數多く且嚴重に課された。

(13) 貢物……半野蠻の若干の土民が獻納する品物で、カンボジア人が諸種族を征服した頃は砂金・蠟・木綿・絹・象牙・鐵銅錫金銀塊等が用ひられたが、後になるほど少くなつた。罰金に次いで最も古い收入である。

右の二つの収入は前期的なものであつて封土制の時代又は氏族制社會の時代よりの遺物と思はれる。

(14) 關稅……すべての國外輸出品は從價十分の一の關稅を課されたが、各省知事もまた大交通路において國內關稅を徵收した。その額は從價二十分の一とされてゐたが、屢々十分の一に達することもあつた。後者は支那の釐金に似てをり、封建的な要素が濃いと思はれる。

(15) 漁業税

(16) 豚屠殺税

(17) 賭博税

(18) 阿片税

(19) 酒税

以上は權利金若くは獨占業者への課税であるが、その設定は比較的新しく、ノロドム王（一八五九—一九〇四年）又はアング・デヨンヅ王（一八四五—一八五九年）の時代に創設されたものである。

以上要するに當時の財政收入の中には、古代的形態のものや新しい間接税流通税的なものも含まれてゐるが、その主體をなすものは土地生産物に對する課税、賃地料收入、賦役勞働等であつて、現物地代、勞働地代又はその單なる貨幣換算額たる金納地代の實質を備へたものであつたと見ることができらう。従つて一言を以てすれば、官人の收入の源泉は封建的地代に在つたといへるであらう。<sup>(註)</sup>しかし、このことは當時の土地所有關係の本質を明かにせずしては本だ斷定することができないので、後にこの土地所有關係について考案しようと思ふ。

右の如き封建的貢租關係は、當時の王國の産業構成からも推知し得られることである。即ち當時は農村自然經濟の時代であつて、住民の主要な生業は農業と漁業のみであつた。商業は全然支那人の手中に在つたが、國際貿易も國內商業も餘り振はなかつた。ムーオは云ふ。

「若干トン數の雌黄、少量の象牙、安南人が太湖で採つた魚、有名な唐木及建築用木材、棉花を除いては、カンボジアは一つ商業のために提供しない。安南の諸港が歐洲人に開かれたらカムボットに住む支那人商人はこの町を棄てるだらうと思はれる。しかし政治が良ければこの地方は多數の産物の商業を養ひ得るであらう。」<sup>54)</sup>

一八七二年におけるカンボジアの輸出額は僅かに一〇萬ピアストルであつた。<sup>55)</sup>

54) H. Mauhot, op. cit., p. 109.

55) A. Bouinai et A. Paulus, op. cit., p. 567.

工業も不振であつた。當時の工業又は手工業として擧げられるものは、寶石貴金屬細工、簡単な絹布及綿布、原始的方法による精米、精糖、酒釀造、蔗、扇子、繩、單純な製鐵、良質ではあるが製法の下手な煉瓦（支那人又はマレー人經營）手を用ひて日用品のみをつくる陶器、水産物加工（殆どみな安南人）等に過ぎず、何れも多く手を用ひる極めて原始的な工業であつた。ドウ・ラネッサン總督は「八八九年に、一要するに今日のカンボジアは殆ど工業をも手工業をも有しない」と云つてゐるのである。<sup>56)</sup>

かゝる産業構成がそれに對應する貢租形態を招來したことはむしろ當然である。

二 土地所有關係 當時において土地が國家又はその人格化たる國王の所有であつたか、又は私人の土地所有權が認められてゐたかについては、安南王國におけると同じく二つの對立する見解が見られる。兩者の議論を詳細に比較検討する違はないが、<sup>57)</sup>若干の論者についてその論據を瞥見したいと思ふ。

土地の國有又は王有を主張する者としては、一八八三年にムーラは左の如く述べてゐる。

「カンボジアには土地の私有權は存在しない。何となれば、人の云ふ所によれば、國家が土地の絶對的所有者であるから。但し土地の利益はこれを開墾し、何らかの耕作特に米の耕作に充てる者に委ねられる。」<sup>58)</sup>

ブルューエルも我々の考へるやうな私的所有權が一八八四年以前には存在しなかつたことを主張し、住民は土地の單なる利益權者であつたと見る者である。即ち彼はカンボジアの法律が個人に對して認める土地に對する權利が單なる拋棄によつて消滅するといふ事實に着目し、

「非所有によつて消滅するやうな所有權は眞の意味の所有權ではない。それは占有權である。」

56) De Lanessan, L'Indochine Française, 1889, p. 326, 318; A. Bouinai et A. Paulus, op. cit., p. 565.

57) A. Kleinpeter, op. cit., p. 103 et suiv.

58) J. Moura, op. cit., T. 1, p. 347 又 p. 265.

と主張したのである。

コラールもシヅワット王（一九〇四—一九二七年）の時代に所有権制度が確立されるまでは、人民の権利は用益権に過ぎなかつたと見てゐる。

「王の協力を得て、我々は我々の保護民に對して最も尊しい贈物をした。即ち我々は當然彼等の所有に屬すべきであるのに用益権しかもたなかつた土地を彼等に與へたのである。カンボジア人が土地について話す場合には、彼の建てた家か作物のみを意味してゐた。彼等は用益権者に過ぎず、未だ不安定な地位に在つた。三年間耕作しない場合には土地に對する一切の權利を失つた。故に土地は彼の所有物ではなかつた。彼は用益権をもつのみであり、彼の子もこれに果實を生ましめるといふ條件附で彼の後にこの用益権をもつたのである。この條件が充されれば、土地は法律の保護を受け、かく保護せられる土地は訴訟・賣買・質入・遺贈の對象となつた。しかし、この條件が充されない場合には直ちにその土地は之を耕すことにより右の條件を充す人間の占有物となつた。これは明かに所有物ではなかつた。」<sup>(59)</sup>

他方、土地私有権を認める者にはルクレール、ブレイヨン、モリゾン等がある。ルクレールは「國王は全王國の土地の所有者ではなく、用益権者であり、國王が土地に關してもつ權利は特殊の王權であつて所有権ではない。眞の土地所有権者は國民である」と見、(イ)國民の土地は未開發のまゝでは非生産的なもので個人に讓渡されるが、これによつてその土地は全く性質を變じて自由となり、賣買・贈與・交換・讓渡・相續が自由に出来るに到り、國王はこれに對し王權をもつのみとなること、(ロ)個人の手に落ちた土地は、彼が土地を耕作してゐる限りは誰も——知事や王と雖も——正當な補償をせずしては之を沒收し得ないこと、(ハ)前所有権の親族はその土地の買戻に際して優先権をもつこと等の理由により、土地私有権の存在は否定できないと論じてゐる。<sup>(61)</sup> 佛印の

59) H. Bruel, De la condition juridique des terres au Cambodge, 1924, Kleinpeter の引用による。op. cit., pp. 113, 114.

60) P. Collard, op. cit., pp. 242, 243.

61) A. Leclère, Droit privé, pp. 255-268.

土地改革案の起草者プディオンも、國王が國土の唯一絶対の所有者であつたのは遙か昔のことに過ぎないとし、*Taol-Prasat* の石碑の刻字を證據として、既に十世紀以來個人の土地所有權が認められてゐたと見てゐる。彼によれば、カンボジア法典には土地の團體的所有の存在を示す條文は無く、王國の土地所有に對する國王の最高權を示す條文は存在しない。土地所有に關する條文はすべて土地私所有權の存在を示すものである。即ち法典は、耕作・無主地占有・相續等による土地私所有權の構成、その維持・賣買・貸借・質入による移轉等について色々の規定を設けてゐる。住民の慣習もこの規定と合致してゐる。また一八七七年一月十五日の王令により造られた税制は土地所有よりの税として、森林使用税・貸地料の外に地租を擧げてゐるが、之は土地私所有を示すものである。<sup>62)</sup>

最後にモリソンは、プディオンと共に *Tuol-Prasat* の石碑の刻字を以てクメル王國における土地私所有の存在の證據と見ると共に、一六一八年 *Preas Chey Chesdia* 王が即位の時に、人氣のため自己の土地所有權を拋棄したることにより、舊カンボジアの土地私所有が生れたと見てゐる。また一八七七年の王令がチャムカルの土地は人民に貸すのみで依然國王所有地たるべきことを定めてゐることから推して、その他の土地に對する王權は薄弱であつたと見てゐる。<sup>63)</sup>

以上の如く、諸學者の見解は一致しない。翻つて法律の條文をみると、この相反する見解の何れの側にもそれ／＼證據となるべきものが存在するのである。即ち、カンボジア法典の中には、國王を「土地の主」「生命及び土地の主」「土地及び水の長」と呼び、また「王に屬するものたる土地に存する物はすべて王の所有物である」「王國の一切の土地の所有者たる王」等の文句もある。また王の五つの財物として、人民・水・山の外に土地及

62) A. Boudillon, *Le régime de la propriété foncière en Indochine*, 1915, pp. 99-115.

63) R. Kleinpeter の引用による。op. cit., pp. 115-116.

び森が擧げられ、王の即位式の際には土地に對する王の權利を表明する言葉が述べられた。<sup>64)</sup> 近くは一八六三年八月十一日の保護領條約の第十八條は、カンボジア國王が王國の森林の使用・材木の伐採權をフランスに移讓する旨を定め、また一八八四年六月十七日の條約の第九條は、今日まで専ら宮廷の所有物であつた王國の土地の不可讓渡性を廢棄する旨定めてゐる。

他方において、土地私有權を定めたものと思はれる法文も若干ある。法典は殆ど常に「所有者」といふ語を用ひ、「占有者」といふ語を用ひることは少い。また土地に對する權利が相續や遺言によつて移讓されること、土地が賣買・質入・貸借・質貸借の對象となること、三年間土地を拋棄すれば土地權利は他人の手に移ること等を規定した法文は法典の諸所に散見するのである。<sup>65)</sup>

しかし、これらの議論や法文の相違は、綜合的な解釋を許さないものではない。我々はクランベテの綜合的な説明に従はうと思ふ。<sup>66)</sup> 即ち、一方において、カンボジアの種々の自然的社會的諸條件は、土地所有の不安定性を招き、用益的占有をしてカンボジアの土地所有權の本質たらしめ、從つて國王をして土地所有者たらしめた。もつと詳しくいへば、特に地理的要因（土地の肥沃、高温、増水）、人口的要因（人口に比して耕地の豊富なこと）、財政的要因（土地そのものでなく、土地の收穫への課税）は、心理的宗教的要因による收穫の寡少と相俟つて、住民が一箇所に定住して同一土地に固執することなからしめ、國內各地を轉々して不安定な耕作を行はしめた。從つて個人の土地所有權は確立せず、耕作權のみが重んじられ、鉞による獲得や長期の拋棄による權利喪失の慣習が形成された。かくて人民の土地權の本質は耕作權用益權となり、土地所有權は、王國の最高の權力者たる國王に屬する

64) *ibid.*, pp. 104-108.

65) *ibid.*, pp. 108-112.

66) *ibid.*, pp. 117-124.

外はなかつたのである。國王もまた土地授與の権利を行使することはなかつた。何となれば、人口は少いの土地は幾らでもあるから、誰でも自由な土地を占有し得、土地授與を希求する必要はなかつたからである。國王もまた、貧困な農民は土地授與に對して金を前納する力がないので、たゞ租税の形で、收穫物に對し十分の一税を課するのみに止めたのである。この生産物課税は、當然賃地料 *prix de location* と考へるべきで、土地授與に對する代償ではない。何となれば、その課税は、土地使用の後の行はれるものであつて、土地使用の前に行はれるものでないからである。<sup>67)</sup>

他方において、財政的要因（農業の擴張により収入の増加を圖る必要）や人權的・歴史的・心理的要因（住民の怠惰や無關心）は、耕作者に對して便宜と保障とを與へ、以て耕作を可能にして獎勵する土地立法を發生せしめた。即ち勞働による土地の獲得・讓渡・相續・賃借・賃貸借・質入等を認めたのである。たゞ最後の土地所有權のみは絶對權をもつ國王の手に保留されたが、その他の一切の權利は國民に與へられたのである。また最後の權利をもつてゐなくても耕作者は不都合を感じなかつた。何となれば、刑罰としての沒收の場合を除いては、國王は土地沒收權を行使しても、徒らに耕作を害し財政收入を少くするのみであるから、容易に沒收權を揮はなかつたからである。

右の如き解釋を承認するならば、最終的土地所有權は國王の手に在り、人民は實質上土地所有と異らざる用益權をもつたと見ることができよう。然らば人民が納付する貢租は、本質的には地代であつたといふ前述の見解も當然成立するわけである。

三 身分關係……最後に、直接生産者たる農民が如何に身分的拘束を受け經濟外的強制を受けたかについて見

67) *ibid.*, pp. 118-119.

よう。身分的拘束の第一は、國王と人民、主人と奴隸との間の君臣主従關係の存在である。この關係が税の徴收において作用する態様につき、租税徴收の例は興味あるものである。

國王の派遣する Ocnh-juong とその補助者たる Mekong とは省知事の所へ赴き、多くの官人の列座する前で王の勅書を傳達し、省知事は恭しく命を奉じて之に盡力することを誓ふ。この式の後、前二者は省知事の派遣する官人と共に省内のすべての村を廻り、すべての村長に會ひ、命を傳達する。後者は耕作者や商人の表を提出し、收穫された租の全部を徴税官に知らしめるといふ誓をせねばならぬ。そして彼等に從つてすべての住民の家に赴く。各家の前で徴税官たちは立寄り、主人を呼び、不在ならば呼びにやる。主人か妻か代理者が來ると徴税官たちは家への階段を上り、穀物置場に案内させる。そして 𣎵と Cham-am (拇指頭と小指頭との距離) とで部屋の大いさや深さを測り、入れてある租の高さを測り、租の量を概算する。概算は通常實際量よりも大であるから、耕作者はこれに抗辯し、實際量以下の量を主張する。そこで双方はさんまの葉入れの廻りの藤に坐つて商議する。一方に王徴税官、他方に農民とその妻、双方の仲介者は村長と省知事派遣官である。租量が決定されると表に記入される。この商議は裁判と呼ばれ、王徴税官の收入として租三〇〇(一畝八百瓦)が徴收される。<sup>68)</sup>

税の徴收に關する所定の事項を細心の注意を以て遵守しない省知事や地方官吏は大なる罪を犯すものと認められ、昇進の途を塞がれるのである。<sup>69)</sup>なほ國王の奴隸及び私人の奴隸の中に農奴に近い性質をもつものがあつたことは前述の如くであるが、これらが主従關係により束縛されてゐたことは言を俟たぬところである。

第二は保護者制度である。自由民の有する自由は、この制度によつて著しく制限された。前述の如く、自由民は官人の中から一人を選び、これを保護者とせねばならなかつた。その官人は現職のものでもよかつたが、この保護者は政府と自由民との間に立ち、納税・兵役・賦役・裁判官等において、自由民の庇護者たると共に、ヨリ屢々政府の代理人となつた。保護者は、王徴税官の代りに國庫のために租税を徴收し、政府に對して租税の收入

68) A. Leclère, Droit public., pp. 235-239.

69) Les codes Cambodgiens, Kram srok, art. 54, T. 1, p. 103.

額につき責任を負ひ滞納者に督促した。また賦役労働に當つては、王の命により、自己の被保護者 *Comlang* (力の意) を集め、自ら彼等を仕事場に連れてゆくか、又は自己の部下なる官人か親族の一人に連れて行かせた。そして労働の或部分を監督することもあつた。被保護者が逃亡すると、彼はこれを探し、逮捕し、仕事場に連れ戻す責任があつた。この保護者の制度は著しく行政を容易ならしめ、被保護者よりむしろ國家に一層有益であつた。保護者は自由民の利益を守る筈のものであるが、事實はかゝる善行よりもむしろ恣に人民を苦しめることが多かつた。しかし、人民は自ら保護者を選び、これを尊敬したので、彼の命に背くことは稀であつた。<sup>70)</sup> かゝる保護者制度が封土制時代の主従関係の遺物と考へられることは前述の如くである。この制度は次第に衰微し、その機能は行政當局に取つて代られ、十九世紀末には殆ど政治的勢力をもたなくなつた。

第三は刑罰である。脱税者に對する罰は嚴しく、脱れようとした税額の五倍を徴收せられ、三十回の笞刑に處せられた。<sup>71)</sup> また税簿上の納税者の名を抹消した者は、財産没收を伴ふ斬罪、國王の奴隸への編入、一ヶ月の禁錮と免職、街頭引廻しと二倍の罰金、十五 *doming* の罰金、譴責、の中何れかの罰に處せられた。<sup>72)</sup> また賦役労働を免れんがために無斷で保護者の許に身を隠した者がある場合には、彼の妻と子とは彼の歸る日まで首枷を嵌められ、彼が歸つて來ると妻子が放免される代りに、彼は懲しめのため引廻しの刑に處せられた。<sup>73)</sup> また或者が他の村や省へ逃亡し、保護者が彼を逃亡者として告發した場合には、その地で彼と結婚した妻とその両親とは罰金の刑に處せられ、子は父母との間で分けられ、彼が奴隸である場合には、妻は同様に罰金の刑に處せられ、子は父母の間に分けられた。<sup>74)</sup> また賦役労働を免れるがために、家族や他人の子を伴つて國境を超え、これらを外國に賣る意圖を有すと認められた者は謀叛罪を犯すものと見られ、王の特赦により死刑や投獄を免ぜられた場合には五十

70) A. Leclère, *Droit privé*, pp. 18-20, *Droit, public*, pp. 285.

71) A. Leclère, *Recherches sur la législation criminelle et la procédure des Cambodgiens*, 1894, p. 329.

72) *ibid.*, p. 329.

73) *Les Codes Cambodgiens*, *Kram srtk.* art. 70, T. 1, pp. 106-107.

回の管及び賣らうとした人間の價値の三倍の罰金刑に處せられた。<sup>74)</sup> 奴隸は主人の財産であるから、その逃亡は主人を害する罪として特に種々の規定による罰を受けた。逃亡した十二歳乃至六十五歳の男子奴隸は三十回、女子奴隸は二十五回の管刑に處せられ、その債務は増加し、これを幫助隠匿した者も罰せられた。<sup>75)</sup> 以上の如く裁判に依らない場合でも、省知事は、自己の命に服従しない者や輕罪を犯した者に對し、屢々任意に管刑を行使し得たのである。<sup>76)</sup> かゝる刑罰が人民の移動を制限し、財政收入を確保する上に役割を演じたことは明かである。

以上カンボジア社會の經濟的基礎を考察し、貢租關係・土地所有關係・身分關係を中心として當時の生産關係の本質を考察したのであるが、結局當時の生産關係は、本質的には領主と身分的拘束を蒙る農奴とが對立し、封建地代が徴收される封建的生産關係と考へられるのである。

## 結 び

フランス領有當時におけるカンボジア社會の性格の考察は、同時代の安南社會のそれと同様な結論に導くものである。即ち舊カンボジア社會は、政治的構成をみれば中史集權的官僚支配社會であるが、その經濟的基礎は封建的生産關係と見らるべきものである。かゝる特殊の結びつきを東洋的封建制と呼ぶことができると思へば、かゝる東洋的封建制の一例として舊カンボジア社會を一つ加へ得るわけである。

こゝで問題となることは、封建的生産關係の基礎の上に、或社會では封土制政治で構成され、他の社會では官僚政治が構成されるといふことは、如何なる事情によつて決定されるのであるか、といふ疑問である。しかし、これはこゝで簡單に論及すべき問題でもない。後日の考究に俟ちたいと思ふ。

74) *ibid.*, Kram puok. art. 55, T. II. pp. 609-610.

75) *ibid.*, Kram achnaha luong. art. 42, T. II. p. 265.

76) A. Leclère, *Législation Criminelle*, p. 490.

77) *ibid.* p. 212.